

平成 22 年 5 月 25 日  
食品表示連絡会議

## 食品表示監視協議会の強化に向けた今後の取組方針（案）

### 1 これまでの取組み

- 「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策（平成 19 年 12 月 17 日、関係閣僚会合了承）に基づき、不適正な食品表示に関する監視を強化するため、都道府県の関係機関と国の出先機関等により構成される食品表示監視協議会（以下「協議会」という。）について、平成 20 年 5 月中に全ての都道府県に設置したところ
- 平成 21 年 9 月 30 日、第 4 回食品表示連絡会議を開催し、消費生活センターと関係行政機関との連携強化の必要性を改めて確認し、10 月 19 日付け消食表第 37 号消費者庁次長通知「食品表示監視協議会の一層の活性化について」を都道府県消費者行政担当部局長宛に発出し、協議会への消費生活センターの加入につき支援いただきたい旨依頼したところ

⇒ 各都道府県の協議会への消費生活センター（又は消費者行政担当部局）の加入状況について、通知発出前の 27 道府県から、通知発出後に 46 都道府県に増加

### 2 今後の取組方針

ほぼ全ての協議会に消費生活センターが加入したことにより、地域レベルにおける連携体制の基礎が固まりつつある。今後は、これらの連携体制を活かし、以下のような方針で取り組んでいくこととしたい。

⇒ 消費生活センターをはじめとする地域の人材育成を図るため、下記①及び②の取組を講じた上で、国においてブロック単位での研修会の開催等を検討するとともに、地方レベルにおいても積極的に研修会等が実施されるよう支援を行う。

- ① 各機関が実施する食品表示関連研修における研修講師の相互派遣
- ② 各機関が実施する食品表示関連研修への関係機関の職員の参加（研修実施機関が研修内容を踏まえて、他機関職員の参加の適否を判断することとする）